

## 令和6年度納付金算定に用いた係数について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）に基づき知事が定める係数について、令和6年度納付金の算定に用いた数値を以下のとおり公表します。

（県条例：国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例）

	区分	一般納付金	後期高齢者 支援金等納付金	介護納付金 納付金
医療費指数 反映係数	数値	1	/	/
	政令	第9条第3項	/	/
	条例	第2条第1項	/	/
所得係数	数値	0.9617653597178	0.9601549265801	0.9640769129040
	政令	第9条第5項	第10条第3項	第11条第3項
	条例	第2条第4項	第3条第1項	第4条第1項
基礎額 調整係数	数値	1.0523521680806	0.9999999968365	0.9999999912438
	政令	第9条第8項	第10条第6項	第11条第6項
	条例	/	/	/
被保険者 均等割指数	数値	0.606	0.639	0.593
	政令	第9条第9項	第10条第7項	第11条第7項
	条例	第2条第7項	第3条第4項	第4条第4項